

道営住宅駐車場使用料滞納整理等事務処理要綱

第1 趣旨

この要綱は、道営住宅駐車場使用料の滞納整理等の事務を適切に処理するため、必要な事項を定めるものとする。

第2 滞納防止対策

総合振興局長及び振興局長（以下「総合振興局長等」という。）は、駐車場使用決定者及び駐車場使用料を納入通知書の方法により納付している入居者に対して、口座振替による駐車場使用料の納付を勧奨するものとする。

第3 督促

- 1 総合振興局長等は、道営住宅駐車場使用者が、納期限までに駐車場使用料を納付しない場合には、北海道税外諸収入金の徴収に関する条例（昭和30年北海道条例第15号）第2条第1項及び第2項の規定に基づき、別記第1号様式の督促状により督促しなければならない。
- 2 前項の督促状により指定すべき期限は、第4以降の催告状により指定すべき期限に準用する。

第4 個別催告等

総合振興局長等は、催告状で指定した期限までに滞納駐車場使用料を納付しない滞納者の滞納額が駐車場使用料の3月分となった場合には、別記第2号様式の滞納者整理票を速やかに作成するとともに、滞納3月目駐車場使用料の納期限後30日以内に、別記第3号様式の催告状により期限を指定して納付を請求するものとする。

第5 納付指導等

- 1 総合振興局長等は、催告状で指定した期限までに滞納駐車場使用料を納付しない滞納者に対して、電話、訪問又は呼出しにより、納付を指導するものとする。
- 2 前項の納付指導は、別紙の〔1〕に基づき行うものとする。

第6 再催告等

- 1 総合振興局長等は、納付指導等に応じない滞納者が駐車場使用料の12月分となった場合には、滞納12月目駐車場使用料の納期限後30日以内に、滞納者に対して別記第3号様式の催告状により、期限を指定して納付を請求するものとする。
- 2 総合振興局長等は、前項の催告状で指定した期限までに滞納駐車場使用料を納付しない滞納者に対しては、第5による納付指導を引き続き行うとともに、納付指導の結果、納付が可能と認められる者に対しては、別記第4号様式の納入誓約書の提出を求めるものとする。

第7 最終催告

総合振興局長等は、第6の再催告等によってもなお滞納整理駐車場使用料の納付がない滞納者の滞納額が駐車場使用料の24月分となった場合には、滞納24月駐車場使用料の納期限後30日以内に、滞納者に対して別記第3号様式の催告状により、期限を指定して納付を請求するものとする。

第8 支払督促

総合振興局長等は、第7の最終催告で指定した期限までに滞納駐車場使用料の納付がない滞納者に対して支払督促の措置をとろうとするときは、別記第2号様式の滞納整理票の写を添えて、知事に対し、その措置をとることを求めなければならない。

第9 適用除外

別紙の〔2〕の各号の一に該当する者は、第6、第7及び第8の規定は適用しないものとする。

なお、その後の調査等により、別紙の〔2〕の各号に該当しないこととなった者に対しては、必要な手続きを行うものとする。

第10 強制執行の申立て

総合振興局長等は、債務名義のある滞納駐車場使用料債権のうち、強制執行が可能と認められるものについて、強制執行の措置をとろうとするときは、知事に対して、その措置をとることを求めなければならない。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成22年7月27日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別紙

〔1〕 納付指導の留意事項

- 1 当月分の駐車場使用料は、納入通知書又は口座振替により納付期限内に納付するよう指導すること。
- 2 駐車場使用料の滞納が長期化しないよう努めさせること。
- 3 駐車場使用料を滞納している場合は、車庫証明に必要な書類の発行を行わないことを十分に説明すること。
- 4 滞納者が、北海道営住宅条例等に規定する駐車場使用料の減免の要件に該当すると認められるときは、駐車場使用料の減免の申請を行うように指導すること。
- 5 滞納者が収入超過者又は高額所得者である場合は、納付指導を特に厳しく行うこと。
- 6 口座振替による駐車場使用料の納付を勧奨すること。

〔2〕 要綱第6から第8までの対象から除外する者

- 1 滞納者又はその同居親族からの申し立てにより、次のいずれかに該当することが確認された者
 - (1) 失業している者
 - (2) 破産手続中にある者
- 2 条例第58条第4項の規定に基づき駐車場使用料の減免を受けている者若しくは収入調査又は納入指導の結果、駐車場使用料の減免の適用が受けられると認めるに至った者

別記第1号様式

<p style="text-align: center;">郵便はがき</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 10px auto;"> <p style="margin: 0;">料金後納 郵便</p> </div> <p style="margin-top: 10px;"> ○○○○-○○○○ ○○○市○○町○○丁目○番○号 北海道営○○団地○○号棟○○号 </p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">_____様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 20px;"> <tr> <td style="width: 10%;">振興局</td> <td style="width: 10%;">徴</td> <td style="width: 10%;">市町村</td> <td style="width: 10%;">団地</td> <td style="width: 10%;">ブロック</td> <td style="width: 10%;">駐車場</td> <td style="width: 10%;">利用者番号</td> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table> <p style="margin-top: 20px;"> 〒 ○○○○-○○○○ ○○○市○○町○○丁目○番○号 ○○総合振興局（振興局）建設指導課主査（建築住宅） TEL ○○○○-○○○○-○○○○ 内線○○-○○○ </p>	振興局	徴	市町村	団地	ブロック	駐車場	利用者番号								<p style="text-align: center;">道営住宅駐車場使用料督促状</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">年 度</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>利用者番号</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>滞納使用料</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>滞納金の内容</td> <td style="text-align: center;">年 月 分</td> </tr> </table> <p style="margin-top: 20px;"> 上記の金額が未納となっていますから、 _____年 月 日までに納入してください。 </p> <p style="text-align: center; margin-top: 40px;">年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 北海道○○総合振興局長（振興局長） 印影 </p>	年 度		利用者番号		滞納使用料	円	滞納金の内容	年 月 分	<p>(注意)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この督促状に指定した期限までに納入がないときは、強制執行等の措置を採ることになります。 2 この督促状に指定した期限後に納めるときは、滞納金額(その金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に、その納期限の翌日から納めた日までの日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日からこの督促状に指定した期限までの期間については、年7.3パーセント(当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合(その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。)))の割合を乗じて計算して得た金額を延滞金として納めてください。ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については納める必要がありません。 3 この処分について不服がある場合には、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、知事に異議申立て(審査請求)をすることができます。 4 この処分について不服があった場合には、3の異議申立て(審査請求)に対する決定(裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、北海道訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。)を被告として札幌地方裁判所(又はこの処分を行った総合振興局長等の所在地を所管する地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、決定(裁決)があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、決定(裁決)の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 5 この処分については、3の異議申立て(審査請求)の決定(裁決)を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません。(地方自治法第231条の3第9項)。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、異議申立て(審査請求)に対する決定(裁決)を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 異議申立て(審査請求)があった日の翌日から起算して3月を経過しても決定(裁決)がないとき。 (2) 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 (3) その他決定(裁決)を経ないことにつき正当な理由があるとき。 <p style="margin-top: 10px;">*本状到着前に納入された方は行き違いですのでご了承ください。</p>
振興局	徴	市町村	団地	ブロック	駐車場	利用者番号																		
年 度																								
利用者番号																								
滞納使用料	円																							
滞納金の内容	年 月 分																							

別記第3号様式

<p style="text-align: center;">郵便はがき</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 60px; height: 60px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p style="margin: 0;">料金後納 郵便</p> </div> <p style="margin-top: 10px;"> ○○○○-○○○○ ○○○市○○町○○丁目○番○号 北海道営○○団地○○号棟○○号 </p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">_____様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <th style="width: 10%;">振興局</th> <th style="width: 10%;">徴</th> <th style="width: 10%;">市町村</th> <th style="width: 10%;">団地</th> <th style="width: 10%;">ブロック</th> <th style="width: 10%;">駐車場</th> <th style="width: 10%;">利用者番号</th> </tr> <tr> <td> </td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;"> 〒 ○○○○-○○○○ ○○○市○○町○○丁目○番○号 ○○総合振興局(振興局)建設指導課主査(建築住宅) TEL ○○○○-○○○-○○○○ 内線○○-○○○ </p>	振興局	徴	市町村	団地	ブロック	駐車場	利用者番号								<p style="text-align: center;">道営住宅駐車場使用料催告状</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%;">利用番号</td> <td> </td> </tr> <tr> <td>滞納使用料</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td>滞納使用料 の 内 容</td> <td style="text-align: center;"> 年 月分 年 月分 のうち カ月分 </td> </tr> </table> <p style="margin-top: 10px;"> 上記の金額が、未納となっていますから、 年 月 日(指定期日)までに納入されるか、 又はこのハガキを持参のうえ表記連絡先まで至急おいでく ださい。 なお、指定期日までに滞納使用料を納入されなかった場 合には、支払いを求める法的手段をとることがありますの で、念のため申し添えます。 </p> <p style="margin-top: 10px;"> * 本状到着前に納入された方は行き違いです のでご了承ください。 </p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"> 年 月 日 北海道○○総合振興局長(振興局長) </p> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 5px;">印影</div> </div>	利用番号		滞納使用料	円	滞納使用料 の 内 容	年 月分 年 月分 のうち カ月分	
振興局	徴	市町村	団地	ブロック	駐車場	利用者番号																
利用番号																						
滞納使用料	円																					
滞納使用料 の 内 容	年 月分 年 月分 のうち カ月分																					

道営住宅駐車場使用料滞納者整理票

総合振興局(振興局) 徴収主体

年 月 日現在

名義人番号	利用者氏名	利用者番号	団地名	棟番号	住戸番号	ブロック番号	駐車場番号
利用開始年月日	許可取消年月日	退去年月日	自宅電話番号	使用料	家賃滞納額		
・	・	・	—	円	円		

家族状況	氏名	続柄	生年月日	勤務先	勤務先電話番号	年収(円)

滞納明細

	年度以前	年度	年度	年度	年度	年度	督促状	
							発行年月日	指定期限
4月								
5月								
6月								
7月								
8月								
9月								
10月								
11月								
12月								
1月								
2月								
3月								
合計								

督促経過

	発行年月日	指定期限	滞納使用料	摘要
利用者への催告			円	
利用者への再催告			円	
利用者への最終催告			円	
支払督促申立			円	

督促等の処理経過

督促処理年月日	処 理 内 容	取扱者

今後の措置

--

道営住宅滞納駐車場使用料納入誓約書

道営住宅の名称等	団地名等 住所 電話番号 () -	団地	号棟	号室
駐車場区画	ブロック		駐車場	
勤務先の名称等	会社名 住所 電話番号 () -			
使用料の滞納額	総額 円 (年 月から 年 月までの 月分)			
支払期限	年 月 日			

私は、滞納している道営住宅駐車場使用料を上記のとおり支払うことを誓約します。

年 月 日

北海道 総合振興局長（振興局長） 様

氏名

㊟